市場デリバティブ取引に係るご注意

○　**本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、お客様が差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。**

○　お客様におかれましては、**本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。**

○　お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、弊社顧客相談室までお申し出ください。

＊顧客相談室　＜フリーダイヤル:0120-358-066＞

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のＡＤＲ（注 1）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター

（ＦＩＮＭＡＣ）

電話番号　０１２０－６４－５００５（フリーダイヤル）

（注 1）　ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

フジトミ証券株式会社：　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 1614 号